

赤字解消・激変緩和措置計画(高石市)

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	26	高石市

I . 赤字の発生状況

I - (1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決 算 補 填 等 目 的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	
0	0	0	0	0	0	0		0	①～⑨ (円) 0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決 算 補 填 等 以 外 の 目 的												合計
保険料(税)の減 免額に充てるため	地方単独事業の 医療給付費波及 増等	保健事業費に充て るため	直営診療施設に 充てるため	納税報奨金(納付 組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他	小計	
							一部負担金の減 免額の補填	多子世帯支援奨 励金	その他 (解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳	⑩～⑳ (円)	㉑=①～㉑ (円)
42,000,000	25,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67,000,000	67,000,000

(千円)	
(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①～⑨	0
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	42,000

【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- ☐ 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
- ☒ 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I - (4) 赤字の原因

赤字額は42,000千円となるが、これは保険料減免のための一般会計からの繰入額である。
高石市においては、災害、収入減、拘留、低所得者に対しての減免を実施していたが、これら全ての減免に要する費用は一般会計からの繰入を財源としていた。

I - (2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
	870,082	735,408	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I - (3) 赤字額

国 定 義	(D)=(A)+(C)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	42,000

Ⅱ．赤字の解消計画

Ⅱ - (1) 赤字解消のための基本方針

保険料減免制度について、府の統一基準に一致させることで急激な保険料増加となる世帯が生じることから、段階的に低所得者減免制度を解消。令和5年度より、府の統一基準となった。

Ⅱ - (2) 赤字解消のための具体的取組

保険料の減免制度については、平成30年度からは災害、収入減、拘留に対しては、府の基準に統一し、保険料を財源とするため、繰入額を32,000千円減額した。
これまで市独自で実施していた低所得者に対する減免を廃止した場合、被保険者の保険料負担に大きな影響が出るため、段階的に解消している。保険料減免にかかる一般会計からの繰入額は、平成30年度は10,000千円の決算となった。平成31年度以降は毎年度2,000千円ずつ減少させ、令和5年度からは保険料減免にかかる一般会計からの繰入を実施しない。

Ⅱ - (3) 赤字解消の年次計画
(総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します									
	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額(率)	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します									
	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額(率)	－	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	42,000
	－	76.19%	4.76%	4.76%	4.76%	4.76%	4.76%		100.00%
残額	42,000	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	－	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	42,000
	－	76.19%	4.76%	4.76%	4.76%	4.76%	4.76%		100.00%
残額	42,000	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

--

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	9.53%(50)	8.25%(50)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度において、府統一保険料を設定した場合、高所得者層は保険料が減額になるが、低所得者層は増額となる。このため、低所得者対策として、医療及び後期分の応益割を減額し、減額部分に相当する保険料を確保するため、所得割部分を増加させる措置を1年間実施する。平成31年度以降は、府の基準に統一する。
	均等割(割合)	32,200円(35)	26,924円(30)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	24,100円(15)	28,259円(20)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	2.96%(50)	2.85%(50)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度において、府統一保険料を設定した場合、高所得者層は保険料が減額になるが、低所得者層は増額となる。このため、低所得者対策として、医療及び後期分の応益割を減額し、減額部分に相当する保険料を確保するため、所得割部分を増加させる措置を1年間実施する。平成31年度以降は、府の基準に統一する。
	均等割(割合)	10,000円(35)	9,048円(30)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	7,500円(15)	9,469円(20)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.97%(50)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。
	均等割(割合)	17,800円(50)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	－	－	－	－	－	－	－	－	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	統一	平成30年度以降、段階的に廃止。 令和5年度より統一。
4 仮算定の有無		有	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。
5 本算定の時期		7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。
6 納期数		12回	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。
7 一部負担金の減免基準		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度より統一。

上記のとおり提出します。

令和 6年 8月 27日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 高石市

代表者名 畑中 政昭

印